

## 各種奨学金等情報(令和8年7月1日現在) 学生支援課

**★希望する奨学金等がある場合、必ず、奨学金等の実施主体の募集要項等で奨学金等の種別、金額、申込期間、応募資格等を確認してください。**

- この一覧は、熊本県立大学に募集要項等が届いている奨学金です。
- 「名称」に★印があるものは、本人の直接申請ではなく、学生支援課を通して申請が必要なものです。
- 本人が直接申請する場合、学長印の押印が必要な際は学生支援課までお問い合わせください。※押印には数日必要です。
- 奨学金実施団体または学生支援課への提出期限が近いものから順に掲載しています。
- この情報は、奨学金の情報が新たに入った場合は更新します。

掲載日	名称	種別	金額	学内または奨学金実施団体の締切等	応募資格の概要	併給
2026/6/2	一般財団法人 ジェイリース奨学金基金	給付	年額60万円	<p>・本人が直接応募してください。</p> <p>【募集期間】 令和8年6月1日(月)～9月18日(金)(消印有効)</p> <p>【給付期間】 奨学生の認定を受けた年の12月末、翌年4月末、翌年8月末に振り込みなお、認定を受けた時期により支給の時期も変更となる</p> <p>【応募方法】 ホームページから必要書類をダウンロードし、郵送またはホームページ内応募フォームにて提出してください。 詳しくは財団ホームページを確認してください。 <a href="https://www.nh-shogakukikin.jp/">https://www.nh-shogakukikin.jp/</a></p>	<p>【応募資格】 視覚に障がいのある方。 以下のいずれかに該当すること。 ・身体障害者手帳(視覚障害1～6級)が交付されている。 ・視覚に障害があることを証明する医師の診断書が提出可能。</p>	行政、役所、JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)等以外の奨学金との併給は不可
2026/4/9	公益財団法人 交通遺児育英会	貸与一部給付	学部生 月額4・5・6万円から選択(うち2万円は給付) 大学院生 月額5・8・10万円から選択(うち2万円は給付)	<p>・本人が直接応募してください。</p> <p>【募集期間】 2026年4月1日(水)～10月31日(土)まで</p> <p>【給付期間】 貸与(給付)開始月から卒業までの最短修業期間</p> <p>【応募方法】 応募書類は電話申し込み、または、ホームページからのダウンロードです。 財団ホームページを確認してください。 <a href="https://www.kotsuji.com/">https://www.kotsuji.com/</a></p>	<p>【応募資格】 ・保護者が道路における交通事故で死亡した家庭の生徒・学生 ・または、保護者が道路における交通事故で重度の後遺障害者となった家庭の生徒・学生 重度の後遺障害の程度(いずれか一つに該当) ①身体障害者福祉法(身体障害者手帳)の第1級から第4級 ②自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び第2の第1級から第7級 ③精神保健および精神障害者福祉法(精神障害者保健福祉手帳)の第1級から第3級 ・上記のいずれかに該当のうち、日本国籍を有する者、または、永住者(外国籍の留学生は対象外です)</p>	可
2026/7/1	熊本市奨学金(家計急変)	貸与	月額42,000円 21,000円 のいずれかを選択	<p>・本人が直接応募してください。</p> <p>【申請期間】 令和8年6月15日(月)～令和9年2月26日(金)必着</p> <p>【貸与期間】 申請した日の属する月から、令和9年(2027年)3月まで</p> <p>【応募方法】 熊本市教育委員会へ必要書類を提出してください。</p> <p>【募集案内配布場所】 熊本市教育委員会学務支援課、熊本市役所1階総合案内、各区役所・各まちづくりセンター等。 熊本市ホームページからも取得できます。 ※募集要項および申請書は学生支援課でも配布可能です。</p>	<p>【応募資格】 次に掲げる要件をすべて満たす方 (1)熊本市内に居住する方の被扶養者であること。 (2)学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校(高等課程及び専門課程)に在学していること。 (3)国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金(貸付けによるものに限る)又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。 (4)下記の家計の急変等の該当者であること。 (家計急変等の対象について) ①火災・風水害等 →火災、風水害等の天災による家屋への被害(全焼・半焼・全壊・半壊) ②破産 →扶養者の事業失敗による破産 ③失職 →主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職 ④死亡 →主たる生計維持者の死亡 ⑤入院 →主たる生計維持者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少 ⑥離婚 →扶養者の離婚による世帯収入の減少</p>	国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金(貸付けによるものに限る)又はこれと同種の貸付けを受けている場合は不可